

「柏崎刈羽原子力発電所所員による発電所建屋内への不正入域」事案概要

2021年2月9日

東京電力ホールディングス株式会社

- 当社柏崎刈羽原子力発電所において、中央制御室員 A（以下、「社員 A」）は、勤務日である 2020 年 9 月 20 日の朝、自分のロッカーで保管しているはずの ID カードを見つけれなかったため、同日（9 月 20 日）勤務日ではなく、ロッカーが無施錠だった同僚の中央制御室員 B（以下、「社員 B」）の ID カードを勝手に持ち出した。また、社員 A は警備を担当している防護管理グループや中央制御室長へ紛失した報告を怠ったため、防護管理グループによる ID カードの無効化がなされなかった。
- 社員 A は、周辺防護区域の出入口にいる委託警備員に対して、社員 B の氏名を名乗ったため、委託警備員は違和感を覚えて複数回 ID カードと社員 A を見比べたが、入域を止めるには至らなかった。また、防護区域の出入口においては、個人を特定する認証が複数回エラーとなったことを社員警備員 C（以下、「社員 C」）が確認しており、監視モニター越しに登録されている顔写真と見比べ、社員 B と似ていないことに疑念を抱いたが、それ以上本人であることを確認せず、社員 A に対し、周辺防護区域外に戻り、個人を特定するための識別情報を登録し直すように伝えた。
（個人を特定する認証でエラー発生時における登録方法を定めた社内規定がなかったため、社員 C の裁量により社員 A を社員 B であると判断した上で、委託警備員に対して登録を指示し、社員 B の ID カードに社員 A の識別情報が登録された）
- 社員 A は、自分の識別情報を登録し直した社員 B のカードを使用し、再度周辺防護区域通過を試みた。委託警備員も違和感を覚えて声を掛けたが、社員 B の名前を名乗ったことから入域を許した。
- ID カードの管理不徹底、社内規定の不備など一連の不正により、社員 A が、周辺防護区域及び防護区域を通過し、中央制御室まで入域することを許した。

- なお本件が発覚した経緯は、社員Aが、勤務が終了した同日（9月20日）の夜に、社員BのIDカードをロッカーにそのまま戻した。翌日（9月21日）朝、社員B本人が勤務で入城しようとしたところ、防護区域の出入口において個人を特定する認証が複数回エラーとなり、その時間帯に社員Cが継続して勤務しており、昨日の登録の経緯から不審に思い、社員Bから事情を確認したところ、社員AのIDカードの不正使用が発覚した。

（不正使用が発覚した同日（9月21日）、警備を担当している防護管理グループが、原子力規制庁核セキュリティ部門に報告するとともに、社員Aの入城許可を停止している。また、社員AのIDカードは、前日（9月20日）夜にロッカー内で本人が見つけている）

以 上